

第5節

死体の検案及び解剖等の実施体制の充実

(検案の実施体制の充実)

- 1 警察等の検視・調査への立会いや検案をする医師のネットワーク強化に関する協力
【施策番号41】(再掲)

P45 【施策番号27】 参照

- 2 死体検案研修会の充実
【施策番号42】(再掲)

P28 【施策番号3】 参照

- 3 異状死死因究明支援事業等の検証等
【施策番号43】(再掲)

P29 【施策番号4】 参照

- 4 死亡時画像診断に関する研修会の充実
【施策番号44】(再掲)

P31 【施策番号7】 参照

- 5 地方公共団体に対する死因究明等に係る専門的機能を有する体制整備への協力
【施策番号45】(再掲)

P43 【施策番号24】 参照

- 6 小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報の収集・分析等
【施策番号46】(再掲)

P32 【施策番号8】 参照

- 7 検案医等への解剖等の結果の還元
【施策番号47】(再掲)

P30 【施策番号6】 参照

- 8 異状死死因究明支援事業による解剖・検査に必要な費用の支援
【施策番号48】

厚生労働省においては、平成22年度以降、都道府県における死因究明の体制づくりを

推進することを目的として、都道府県知事が必要と判断する解剖や死亡時画像診断の実施等に要する費用を補助する異状死死因究明支援事業を実施している。

令和3年度は、解剖が行われない死体について感染症等の検査を行う場合もその費用を補助できるよう、補助対象を拡充した。また、35都道府県から、都道府県知事が必要と判断した解剖や死亡時画像診断等の検査又は地方協議会の開催に要する経費に係る補助金の交付申請を受け付け、交付決定した。

資2-5-8 異状死死因究明支援事業の概要

異状死死因究明支援事業

目的	<p>○ 異状死に係る死因究明のための取組みを行っている都道府県に対し、行政解剖や死亡時画像診断に係る経費について財政的支援を行うことにより、死因究明の体制づくりを推進すること。</p>
事業内容	<p>○補助先:都道府県 ○補助率:1/2</p> <p>① 法医学教室との連携等により、都道府県の判断で解剖を実施 ② CTやMRIを活用した死亡時画像診断の実施 ③ 感染症の検査、薬毒物検査等の実施 ④ 関係機関・団体等が参加する死因究明等推進地方協議会の開催に必要な経費 (旅費、謝金、会議費等)の財政的支援</p> <p style="text-align: right;">※「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき実施するものを除く。</p>

【本事業の補助金を活用した都道府県数】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
都道府県数	22	26	30	24	35

※令和3年度は交付決定した都道府県数

出典：厚生労働省資料による

9 検案に際して行われる検査の費用等の金額の基準や算定根拠の在り方に係る研究の実施等

【施策番号49】

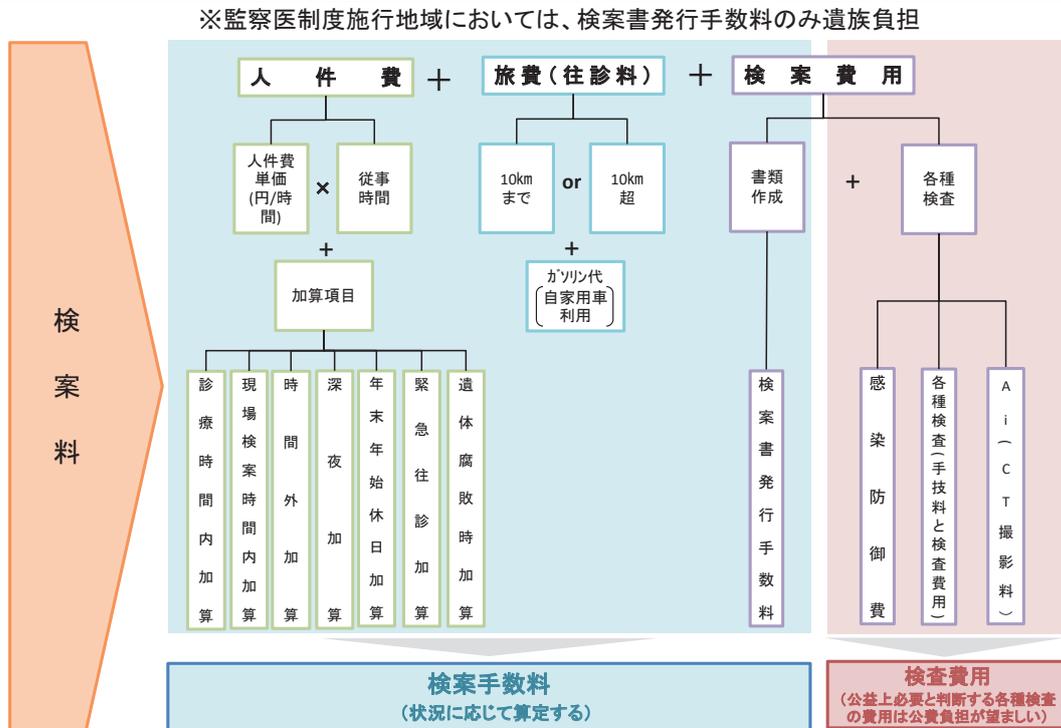
厚生労働省においては、平成26年度以降、厚生労働科学研究費補助金や厚生労働行政推進調査事業費補助金により、死因究明に関する研究を推進しており、その中で、検案に際して行われる検査の費用や検案書発行料の費用負担の在り方について検討を行っている。

令和3年度は、検案料支払い基準を人件費、旅費、検案費用に分類して積算する方法について検証が行われた。今後、検案に携わる医師等の関係者の意見を聞きながら更なる検討が加えられる予定である。

資2-5-9

厚生労働行政推進調査事業費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）「死因究明等の推進に関する研究」における検案料支払い基準の検討（概要）

検案料支払い基準の検討



出典：厚生労働行政推進調査事業費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）「死因究明等の推進に関する研究」令和3年度総括研究報告書

10 死亡診断書（死体検案書）の様式等の必要な見直し及び電子的交付の検討

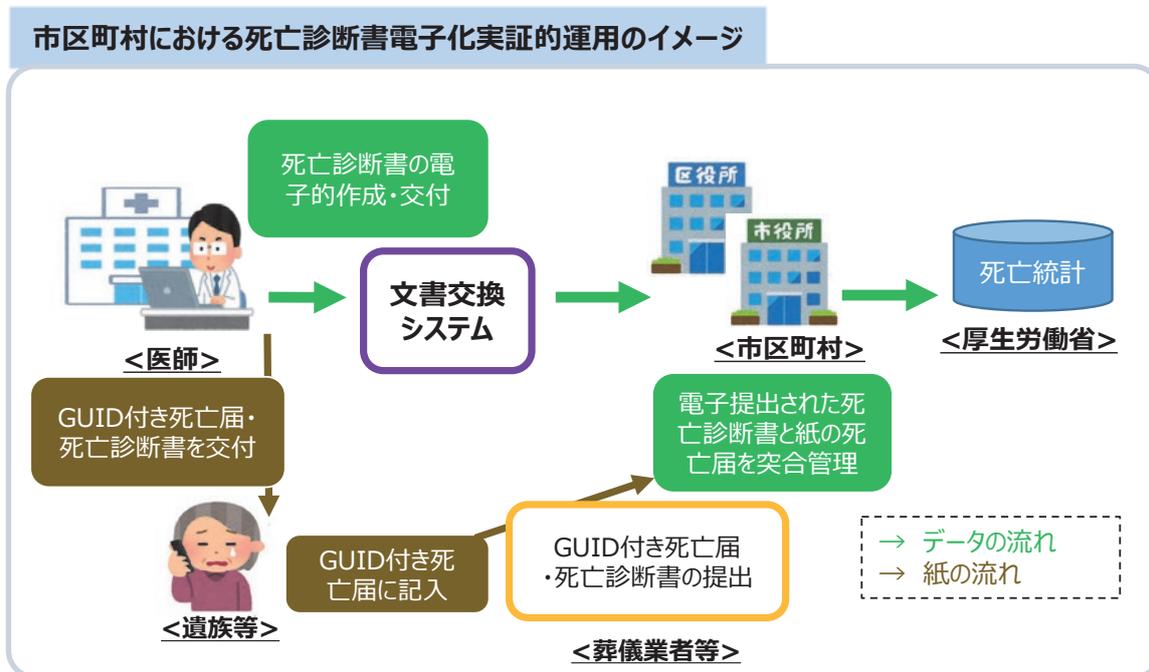
【施策番号50】

厚生労働省においては、平成26年度以降、厚生労働科学研究費補助金や厚生労働行政推進調査事業費補助金により、死因究明に関する研究を推進しており、その中で、死亡診断書等の様式や電子的交付について検討を行っている。

令和3年度は、死亡診断書等の電子的交付について、法的・技術的課題を整理するとともに、その実証実験に向けた検討が行われたほか、死亡診断書等の様式について、その改善と情報の利活用について検討が行われた。

このほか、同年度は、厚生労働行政推進調査事業費補助金（厚生労働科学特別研究事業）により、「死亡診断書の電子的交付を推進する基盤整備に係る研究」を推進しており、その中で、医療機関と市区町村の間で利用されている既存の文書交換システムを利用して、死亡診断書をオンラインで提出する仕組みの実証研究が行われた。

厚生労働省においては、これらの研究を踏まえつつ、関係省庁と連携して、死亡診断書等の電子的交付について検討を進めている。



出典：厚生労働行政推進調査事業費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）「死因究明等の推進に関する研究」令和3年度総括研究報告書

11 死体検案に従事する一般臨床医等が死因判定等について悩んだ際に法医学者に相談できる体制の運用

【施策番号51】

厚生労働省においては、平成30年度以降、一般臨床医等が検案業務に当たった的確な判断を行えるよう、日本医師会に委託して、検案業務に従事する一般臨床医等が死因判定等について悩んだ際に、法医学を専門とする医師に電話で相談できる体制を構築する事業を行っている。

令和2年度までは、一部の地域を対象にするなど試行的な運用を行っていたが、令和3年度から、全国的な運用を開始しており、地方協議会等の場において、同事業の普及啓発を図っている。

資2-5-11 死体検案相談事業の概要



出典：厚生労働省資料による

12 死因究明等の実施体制の充実に係る取組に対する大学施設等の活用等を通じた協力の要請

【施策番号 52】

文部科学省においては、死因究明等の実施体制の充実に係る取組に対する大学施設等の活用等を通じた協力について、基本法や死因究明等推進計画の内容等の説明の機会を通じて、大学に要請している。

令和3年度は、全国医学部長病院長会議総会、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、国立大学医学部長会議等の大学・病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、死因究明等の実施体制の充実に係る取組に対する大学施設等の活用等を通じた協力を含めた死因究明等に係る取組を要請した。

（解剖等の実施体制の充実）

13 地方公共団体に対する死因究明等に係る専門的機能を有する体制整備への協力

【施策番号 53】（再掲）

P43 【施策番号 24】 参照

14 死因究明に関し中核的な役割を果たす医療機関、大学等の施設・設備を整備する費用の支援

【施策番号 54】

厚生労働省においては、平成 22 年以降、死因究明体制の推進を図ることを目的として、死因究明に関し中核的な役割を果たす医療機関等に対し、死因究明のための解剖や死亡時画像診断の実施に必要な施設及び設備の整備に要する費用を補助する死亡時画像診断システム等整備事業を実施している。

令和 3 年度は、1 県から、感染症対策が施された解剖台の設置に要する経費に係る補助金の交付申請を受け付け、交付決定した。

資 2-5-14 死亡時画像診断システム等整備事業の概要

死亡時画像診断システム等整備事業

目 的

- 死因究明のための死体解剖の実施に必要な設備及び死亡時画像診断システムを導入する都道府県等へ財政的支援を実施することにより、死亡時の病態把握や死因究明体制の推進を図ること。

事業内容

○補助先:都道府県等 ○補助率:1/2

①施設整備

死因究明のための解剖の実施に必要な施設及び死亡時画像診断の実施に必要な施設の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費(解剖室、薬物検査室、CT室、MRI室)の支援

②設備整備

死因究明のための解剖の実施に必要な設備及び死亡時画像診断又は死体解剖の実施に必要な医療機器購入費(解剖台、薬物検査機器、CT、MRI等)の支援



【本事業の補助金を活用した都道府県数】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
都道府県数	3	1	3	2	1

※令和3年度は交付決定した都道府県数

出典：厚生労働省資料による

15 異状死死因究明支援事業による解剖・検査に必要な費用の支援

【施策番号 55】(再掲)

P59 【施策番号 48】 参照

16 死因究明等の実施体制の充実に係る取組に対する大学施設等の活用等を通じた協力の要請

【施策番号56】（再掲）

P63 【施策番号52】 参照

第1節

第2節

第3節

第4節

第5節

第6節

第7節

第8節

第9節

8 東京都監察医務院における取組

死体解剖保存法第8条第1項には、「政令で定める地を管轄する都道府県知事は、その地域内における伝染病、中毒又は災害により死亡した疑のある死体その他死因の明らかでない死体について、その死因を明らかにするため監察医を置き、これに検案をさせ、又は検案によつても死因の判明しない場合には解剖させることができる。」と規定されており、この「政令で定める地」については、監察医を置くべき地域を定める政令（昭和24年政令第385号）において、「東京都の区の存する区域、大阪市、横浜市、名古屋市及び神戸市」と規定されている。

これらの規定に基づき東京都に置かれている東京都監察医務院は、令和3年8月1日現在、常勤の医師14名、臨床検査技師13名及びその他の職員26名並びに非常勤の監察医53名、診療放射線技師4名及びその他の職員12名により組織され、庁舎には、解剖台、薬化学検査機器、病理組織検査機器、X線CT装置等の死因究明に必要な設備が整備されている。

東京都監察医務院の業務は、東京都の23区内における不自然死（死因不明の急性死や事故死等）について、死体の検案を行うとともに必要に応じて解剖を行うなどして、死因の究明等を行うことであり、昭和21年の監察医業務開始以降、令和3年までに扱った検案件数は60万4,387件、このうち、解剖件数は15万9,990件となっている。

東京都監察医務院は、これらの業務を通して、これまでに、肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の血栓発生源がヒラメ筋静脈にあることを証明し、その予防策を普及させることに繋げたり、犯罪に起因する死亡である蓋然性が高度に認められる死体について警察に通報し、犯罪捜査への移行に繋げたりするなど、公衆衛生の向上や安寧秩序の維持に大きく貢献している。また、医師や警察官等を対象とした研修等にも力を入れており、死因究明に携わる人材の育成にも寄与している。



東京都監察医務院の外観

写真提供：東京都監察医務院

TOPICS

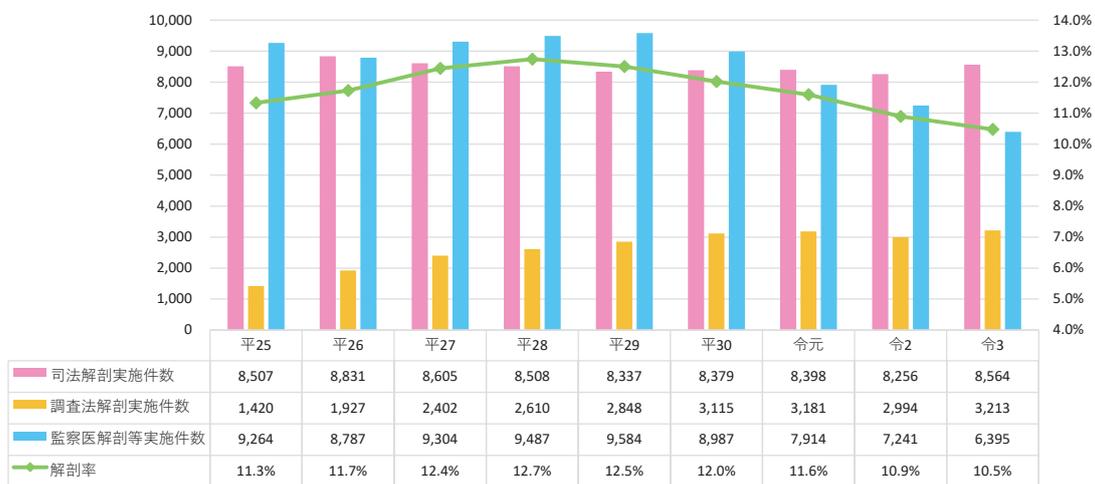
9 警察及び海上保安庁における取扱死体に対する解剖の実施状況

警察及び海上保安庁においては、死体を発見し、又は発見した旨の通報を受けて取り扱う死体が、犯罪死体又は犯罪の疑いがある死体である場合は司法解剖を、司法解剖の対象ではなくとも、死因が警察又は海上保安庁において被害の拡大・再発防止措置を講ずる必要があるような災害、事故、犯罪等であるか否かを判断する上で、特に必要がある場合は調査法解剖を実施している。

また、警察又は海上保安庁において、これらの解剖が実施されない場合でも、公衆衛生等の観点から（例えば、感染症による死亡が疑われる死体について、その死因を明らかにして感染拡大防止措置の要否等を判断する必要がある場合など）、死体解剖保存法の規定に基づき、監察医の判断による解剖（以下「監察医解剖」という。）が実施されたり、遺族の承諾を得て、医師等の判断による解剖（以下「承諾解剖」という。）が実施されたりするケースもある。

警察が取り扱った死体及び海上保安庁が取り扱った死体について、死因・身元調査法が施行された平成25年から令和3年までの間の解剖の実施状況の推移をみると、司法解剖の実施件数は概ね横ばいであり、調査法解剖の実施件数は増加傾向にあるが、これら以外の解剖（監察医解剖、承諾解剖等。以下「監察医解剖等」という。）の実施件数は平成30年以降徐々に減少している。

警察及び海上保安庁の取扱死体における解剖実施件数等の推移

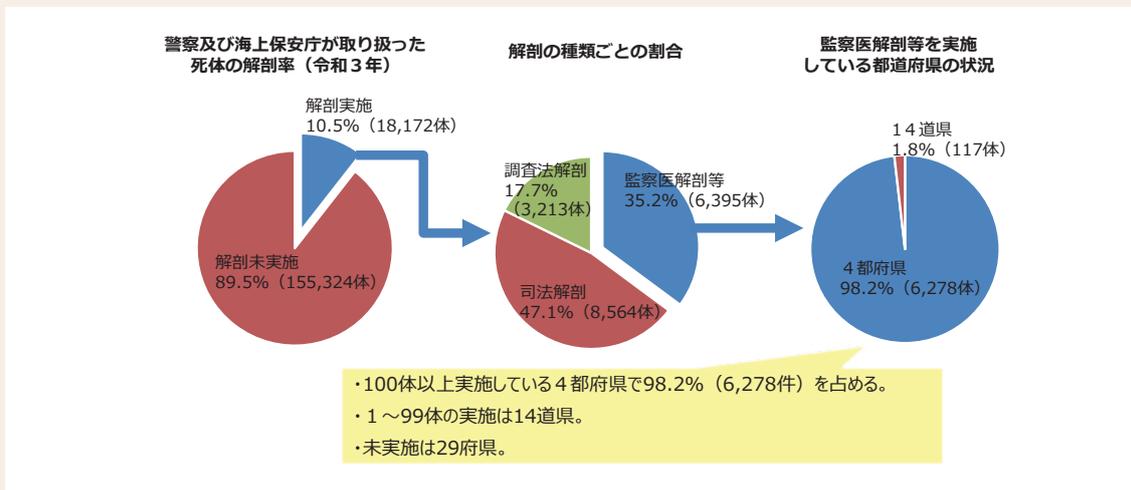


※ 解剖率は、警察又は海上保安庁が取り扱った死体のうち、解剖が実施されたものの割合である。

出典：厚生労働省資料による

また、このうち令和3年中の監察医解剖等の実施件数は、全国で6,395件であるところ、監察医が置かれている都府県を含む4都府県においてその98.2%（6,278件）が実施されている一方で、29府県では1件も実施されていないなど、その実施状況は地域によって大きな差がある。

TOPICS



出典：厚生労働省資料による

厚生労働省においては、こうした実態も踏まえ、各地域において、公衆衛生の向上を目的とした解剖、検査等が適切に実施されるよう、死因究明等の体制整備の先導的なモデルを構築することを目的として、令和4年度から、死因究明拠点整備モデル事業（P43【施策番号24】参照）を実施することとした。

今後、同事業を推進するとともに、その成果や課題を踏まえつつ、必要な死因究明等の体制の整備について検討を進めることとしている。